

- 1 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査
- 2 監査の対象 出資団体
公益財団法人 岐阜市国際交流協会
所管部 ぎふ魅力づくり推進部
令和元年度分 必要に応じて令和2年度分
- 3 監査の着眼点 令和2年度 財政援助団体等監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和2年8月27日～令和2年10月5日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(団体関係)

(1) 適正な事務執行について

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条は、派遣職員には給与は支給しないものの、同条第2項で一定の場合には条例で定めるところにより給与を支給することができる旨規定している。この規定を受け、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条は、派遣職員の給与のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については、岐阜市が支給することができる旨規定している。

しかしながら、岐阜市国際交流協会は岐阜市と締結する岐阜市多文化交流推進事業にかかる委託契約に要する費用において、派遣職員の給与のうち、岐阜市国際交流協会が負担する管理職手当、勤勉手当及び通勤手当に相当する手当を含めて委託料を積算し、その金額で契約を締結していた。

したがって、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

(所管部関係)

(1) 適正な事務執行について

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 6 条は、派遣職員には給与は支給しないものの、同条第 2 項で一定の場合には条例で定めるところにより給与を支給することができる旨規定している。この規定を受け、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 4 条は、派遣職員の給与のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については、市が支給することができる旨規定している。

しかしながら、岐阜市国際交流協会は、市と締結する岐阜市多文化交流推進事業にかかる委託契約に要する費用について、市からの派遣職員の給与のうち、岐阜市国際交流協会が支給するものとしている管理職手当、勤勉手当及び通勤手当等に相当する手当を含めて積算して市に提出していたが、市はそのことを確認せず、その金額で契約を締結していた。

したがって、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。